

弁護団声明

(広島高裁異議審決定を受けて)

2018年(平成30年)9月25日

伊方原発運転差止広島裁判弁護団

- 1 広島高裁第2部の三木昌之裁判長、富田美奈裁判官、長丈博裁判官は、本日、伊方原発3号機の運転差止を認めた即時抗告審決定に対する保全異議申立事件において、同原発の運転を認める不当決定を出した。
- 2 同決定は、火山ガイドは相当程度の正確さで噴火の時期、規模の予測が可能であることを前提にする点で不合理であると認定しているにもかかわらず、破局的噴火に対する法律やインフラの整備等がなされていないことなどから、破局的噴火の可能性が抽象的可能性にとどまる限りその噴火を容認する「社会通念」が存し、これを覆すには原発の運用期間中に噴火が発生する可能性を相応の根拠をもって示さない限り立地不適とはならないと判示した。同決定は、住民に対して、予測不可能な破局的噴火について、その噴火可能性を相応の根拠を持って示さなければならないという無理難題を強いるものである。また、原発に対する規制は、一般防災に関する規制と比べて格段に高度な安全性が求められるのであり、原発に対する規制以外に破局的噴火への法やインフラ整備がなされていないことは、破局的噴火を容認するという「社会通念」の根拠にはならない。同決定は、原発に求められる安全性について全く理解していない。
- 3 上記裁判官らは、運転差止期限(本年9月30日)到来のわずか5日前に本件不当決定を出した。わずか5日間では、再稼動のための核

燃料の搬入などの作業が完了するはずもなく、10月1日に再稼動することはできない。そもそも10月1日からの再稼動が難しいことは、本年9月14日には既に報道されていた。つまり、この時期に運転を認める決定を出しても、再稼動時期に影響はなく、意味がない。それにもかかわらず、あえてこの時期に運転を認める決定を出すのは、9月30日の経過によって保全異議の利益が無くなり、四電の保全異議の申し立てが却下されるのを避けて、急いでずさんな決定を出したのではないかと疑われる。これが真実であれば、3.11前の司法が犯した過ちと同じ轍を踏んで、行政におもねり追従する姿勢を示すものであって許されない

4 しかし、福島第一原発事故による悲惨な被害を忘れてはならない。

福島第一原発事故から7年半以上経過しても、避難者は少なくとも約5万8000人（本年8月31日時点・復興庁）にのぼり、同原発から30km以上離れた地域（飯舘村長泥地区）であっても避難指示は継続している。事業も壊滅的な被害を受け、農業をみると、農地に除染廃棄物が山積みになり、長期間の不耕作による農地の荒廃などのため、再開が困難な状況にある。甲状腺がんの確定診断を受けた子どもたちは増え続け、平成30年9月時点で計164人にのぼる。

原発重大事故の被害はこれにとどまらない。福島原発事故当時に、時の原子力委員会委員長近藤駿介氏は最悪の場合、原発から250km圏内は退去地域になるとシミュレーションをした。伊方原発でいうと四国、中国、九州、関西の大半が壊滅する恐れがあるのである。

5 私たちは、住居も、生活も、仕事も、生命・健康も深刻に永続的に侵害する原発事故が二度と起きなくなるまで、特に広島の地で被ばく者を新たに生じさせることがなくなるまで、闘い続けることを宣言す

る。

以上